

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令2-職1〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

大阪市内の就労支援施設（以下「本件施設」という。）において、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う当該施設の営業自粛体制を通知する書面（以下「本件書面」という。）に、当該ウイルスの発祥地とされた地名を冠したウイルスの呼称を用いた表現を行い、本件書面を本件施設職員及び利用者に配付した行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）が、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動については、下記3に記載のとおり、条例第2条第1項第2号に該当しないと判断できることから、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。

したがって、本件表現活動者については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

2 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

本件表現活動は、大阪市内にある本件施設において、本件書面を配付していることから、本件表現活動は条例第5条第1項第1号に該当する。

3 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

本件書面には、当該ウイルスの発祥地とされた地名を冠したウイルスの呼称を用いた記載が1か所認められるが、WHO(世界保健機関)等の「COVID-19に関する社会的スティグマの防止と対応のガイド」(令和2年2月24日改訂版)では、病名に地名や民族名を付けないよう示されている。

客観的に文言を見ると、当該ウイルスの発祥地とされた地名を冠したウイルスの呼称を用いた表記がされている。

しかしながら、本件書面を確認したところ、その内容は、緊急事態宣言に対応した全施設在宅通所での自粛体制を実施する旨を周知する簡素な事務連絡文書であった。

その中で、外出自粛要請の緊急事態宣言が発令される原因の説明として、当該ウイルスの発祥地とされた地名を冠したウイルスの呼称を用いた病名の患者の急増を挙げているが、本件書面は、A4サイズの表面に1,000字程度、裏面に600字程度の合計1,600字程度の文字の記載がある中で、当該ウイルスの発祥地とされた地名を冠したウイルスの呼称を用いた記載は1か所、合計14字を占めているに過ぎず、ことさらに繰り返されているものでもなければ、特段大きな字体を用いて目立つように記載されているものでもない。

以上を踏まえると、本件表現活動に係る事情を総合的に勘案すれば、本件表現活動では、上記の表記は、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷を伴う内容

又は態様であるとまで認めることはできないため、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号アに該当するとはいえない。

また、本件書面の配付を受ける当該ウイルスの発祥地とされた国の人々のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号イにも該当するとはいえない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

したがって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないことから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

4 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令2-職1

年 月 日	経 過
令和 2年 8月 25日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 2年 8月 25日	調査審議（論点整理）
令和 6年 10月 8日	調査審議（論点整理）
令和 6年 11月 27日	調査審議（答申案）
令和 6年 12月 25日	調査審議（答申案）
令和 7年 1月 17日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）